

平成24年度第1回 岐阜県重症心身障がい児者支援連携会議

平成24年5月22日(火)

13:30~15:00

議会棟第2面会室

議事次第

- 1 再整備後の希望が丘学園及び岐阜県総合医療センター新棟の機能等について
- 2 短期入所サービスの確保対策等について
- 3 療育人材の確保対策について

配付資料

- 資料1 新希望が丘学園及び県総合医療センター新棟の主な機能等
- 資料2 短期入所サービスの確保対策等について
- 資料3 障がい児・者のための看護セミナー資料
- 資料4 岐阜県重症心身障がい児者等支援従事者研修事業実施計画書

岐阜県重症心身障がい児者支援連携会議設置要綱

(目的)

第1 「岐阜県総合療育拠点整備検討委員会報告書 総合的な障がい児療育体制の整備について(平成23年11月)」の提言に基づき、重症心身障がい児者の支援に係る県内療育関係機関の連携体制の構築や、療育人材の育成確保対策等について、障がい児療育に携わる医療・福祉関係者の専門的意見を反映させるため、岐阜県重症心身障がい児者支援連携会議(以下「連携会議」という。)を設置する。

(検討事項)

第2 連携会議は、次に掲げる事項を検討する。

- 1 県内療育関係機関の連携体制に関する事項
- 2 希望が丘学園の再整備及び県総合医療センター障がい児病棟の整備に伴う療育プログラムの充実、人員体制その他療育拠点施設としての機能に関する事項
- 3 療育人材の育成・確保対策に関する事項
- 4 その他重症心身障がい児者の支援のために必要な事項

(構成員)

第3 連携会議は、別表に掲げる機関・団体において障がい児者の療育に携わる者により構成する。

(事務局)

第4 連携会議の事務局は、岐阜県健康福祉部医療整備課地域医療推進室において処理する。

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は関係機関の協議により定める。

附 則

この要綱は、平成24年1月24日から施行する。

別 表

医療法人社団 英集会 福富医院 (民間医療機関)
岐阜県医師会
岐阜県立希望が丘学園
岐阜市福祉部 福祉事務所 障がい福祉課
公立大学法人岐阜県立看護大学
国立大学法人岐阜大学医学部 (小児病態学)
社会福祉法人 あゆみの家 (民間社会福祉施設)
地方独立行政法人岐阜県総合医療センター
独立行政法人国立病院機構長良医療センター
岐阜県健康福祉部 (医療整備課、保健医療課、障害福祉課)

五十音順

資料1 再整備後の希望が丘学園及び県総合医療センター新棟の主な機能等

※「岐阜県立希望が丘学園及び岐阜希望が丘特別支援学校再整備基本計画（H23.11）」及び「岐阜県総合医療センター重症心身障がい児病棟整備基本計画（H23.12）」を基に整備計画のポイントと論点を整理

新希望が丘学園の主な機能及び今後の調整・検討事項												
進捗・予定	<p>平成24年 5月下旬 設計プロポーザル審査結果の公表 6月 基本・実施設計委託業務 契約締結 ～10月末 基本設計 ～平成25年 4月末 実施設計</p>											
現時点における計画	<p>1 施設区分：医療型障害児入所施設（児童福祉法第42条）</p> <p>2 施設概要：延床面積約6,600～6,700㎡</p> <p>3 施設の機能及び他施設との役割分担を踏まえた利用者像 ・手足や体幹の機能に障がいがあり治療や訓練を要する障がい児（重度の知的障がいや重複した重症心身障がい児を含む） ・発達障がい児（日中・夜間支援については、精神科病棟での対応を必要とするケースを除く）</p> <p>4 主な機能 (1) 診療機能 ・整形外科、小児科、児童精神科（以上、常勤を想定）、その他の診療科（耳鼻咽喉科、泌尿器科、皮膚科等の診療科拡大を想定した拡張スペースを上記面積中に含む） (2) 病床数：50床 (3) 設備 ・医療設備・機器の充実、各種訓練室の充実（運動訓練室等面積拡大、ADL室・感覚統合療法室の新設、発達障がい児専用訓練室の新設）、多目的ホール（園内行事等での利用の他、療育人材の育成のための研修等に利用）</p>											
調整・検討事項	<p>○施設利用児の構成を踏まえた運営体制 ・医療的ケアの必要度の高い障がい児への対応など学園の機能拡大や、特別支援学校高等部設置の影響を見越して上記の病床数を設定しているが、新施設供用開始時点～その後の病室の配分や人員体制（特に看護師、保育士の人数）を確定させるため、下記案をベースに、今後、より詳細な検討を行う。</p> <p>【現時点における想定】</p> <table border="1"> <tr> <td>新施設病床数</td> <td>50床</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">新施設供用開始時点</td> <td>肢体不自由児・重症心身障害児(入所)</td> <td>40床程度（近年34～22人）</td> </tr> <tr> <td>” (短期入所)</td> <td>現状4床（休日2床）の増加を検討</td> </tr> <tr> <td>発達障がい児（短期入所）</td> <td>2床程度から順次拡大を想定</td> </tr> <tr> <td>その他要素</td> <td>特別支援学校高等部設置、医療的ケアの必要度の高い児の待機解消</td> </tr> </table> <p>※施設基準上、肢体不自由児の人数が増えるほど保育士の配置が増える（重心は施設全体で1人以上、肢体不自由児は乳幼児10:1、少年20:1） ※看護師については児童福祉法独自の配置基準は無いが、医療的ケアの必要度の高い重症心身障がい児の入所が増えるほど、看護師の負担も当然に増加する</p>	新施設病床数	50床	新施設供用開始時点	肢体不自由児・重症心身障害児(入所)	40床程度（近年34～22人）	” (短期入所)	現状4床（休日2床）の増加を検討	発達障がい児（短期入所）	2床程度から順次拡大を想定	その他要素	特別支援学校高等部設置、医療的ケアの必要度の高い児の待機解消
新施設病床数	50床											
新施設供用開始時点	肢体不自由児・重症心身障害児(入所)	40床程度（近年34～22人）										
	” (短期入所)	現状4床（休日2床）の増加を検討										
	発達障がい児（短期入所）	2床程度から順次拡大を想定										
その他要素	特別支援学校高等部設置、医療的ケアの必要度の高い児の待機解消											

岐阜県総合医療センター障がい児病棟の主な機能及び今後の調整・検討事項

進捗・予定	<p>平成24年 5月1日 基本・実施設計委託業務 契約締結 ～平成25年 3月末 基本設計 ～平成25年 3月末 実施設計</p>
現時点における計画	<p>1 施設区分：医療型障害児入所施設（児童福祉法第42条） ・岐阜県総合医療センターとしての機能の一部（新病棟の該当フロア部分）について児童福祉法に基づく施設としての指定を受ける</p> <p>2 施設概要：延床面積約5,300㎡ ・新病棟全体（6階建ての新棟を整備し、主として2フロア部分を障がい児病棟として利用）</p> <p>3 施設の機能及び他施設との役割分担を踏まえた利用者像 ・NICU退院直後、濃厚な医療的ケアを必要とする、特殊な疾患を有するなど、希望が丘学園を含めた他の施設では対応困難な重症心身障がい児</p> <p>4 主な機能 (1) 診療機能 ・県総合医療センターの外来部門により対応 ※小児科外来をセンター本館から新棟に移転して規模を拡大（障がい児用診察室も設定） (2) 病床数：30床 (3) 設備 ・障がい児用の訓練室（機能訓練、言語聴覚療法）、浴室、観察室、デイルーム、遊戯室 ※デイルームは学齢児の訪問教育用スペースとしての利用も想定</p>
調整・検討事項	<p>○新施設供用開始時点における受入体制 ・NICU長期入所児のデータや児童福祉法に基づく児の施設としての入所期間を基に上記病床数を設定しているが、新施設供用開始時点～その後における受入体制を確定させるため、今後、以下の要素を考慮しながら、より詳細な検討を行う</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>【供用開始時点～その後の運営体制の詳細検討にあたり考慮する要素】</p> <p>①医師・看護師の配置（人数だけでなく、病棟全体でのノウハウの蓄積という点を含め） ②年間に新たに出生する超重症児等の傾向、将来に向けた空床確保の必要数 ③専任スタッフを配置するうえでの運営体制としての合理性 ④上記①～③及び県下全体の医療型短期入所サービスの提供体制を踏まえた、短期入所用病床の利用枠設定の検討</p> </div> <p>○長期入所児の療育環境 ・病床でのケア以外の日中生活等のプログラムの検討、在宅・他施設移行支援、管理運営等の体制についても、今後、具体的な検討作業に着手する</p>

3 総合的な療育体制整備に向けた取組方針

3-4 関係機関の連携、地域との連携

各機関が特性を活かしながら機能を分担し、専門性やサービスの質の向上に努めながら、拠点施設間及び拠点施設と地域の療育機関との連携を推進することで、県下全体で総合的・包括的な支援体制を構築

1 医療的ケアの必要度の高い重症心身障がい児への支援

- 県総合医療センターに重症心身障がい児の入所機能を備えた新病棟を整備し、他の医療機関や施設では対応困難な乳児期を中心とした重度の障がいを持つ児や、高度専門医療を必要とする児に対応。
- 希望が丘学園の再整備により、県総合医療センター新病棟の後方機能（新病棟入所児のうち乳児期を経過して容態が安定し、引き続き入所又は外来による訓練を必要とする児への対応）や、在宅からの外来・通園利用を含めた、障がい児のからだと心に対する診療、訓練、生活指導、相談その他の療育支援を総合的に提供するための機能を確保。
- 上記両施設に加え、現時点で県内唯一の重症心身障害児施設である国立病院機構長良医療センターを含めた連携体制（状態像や年齢に応じた受入調整、容態悪化時の医療体制等）の具体的内容について調整するため、3機関を中心に、その他の主要医療機関や福祉施設を加えた実務者による連携会議を設置。

2 在宅の重症心身障がい児者のための短期入所サービス等の確保対策

- 希望が丘学園において、引き続き重症心身障がい児を含めた短期入所サービス等のための病床を確保し、再整備後の利用率について現在の平日4人、土日祝日2人を拡大できるよう設計上配慮。
- 特に医療の必要度の高いケースについて、県総合医療センター新病棟においても空床の範囲内で短期入所や保険入院に対応。
- 長良医療センターにおいても、引き続き成人を含めた短期入所サービス等が確保されるよう協力を求める。
- 身近な地域での短期入所サービス等を拡大するため、新たにサービスを開始し又は受け入れ枠を拡充する医療機関や施設に対して初期投資に要する費用の一部を補助。当該補助制度の活用を含めた在宅支援サービスの確保対策について、市町村、主要医療機関・施設等に対して検討を依頼。

3-5 相談・サービス利用のシステム化

三次療育拠点施設その他の関係機関の協力の下、適切なサービスの選択・利用のための相談窓口の設置や、利用手続の円滑化を推進

1 重症心身障がい児者を対象とした短期入所サービス等の利用の円滑化

- 重症心身障がい児者を対象とした短期入所サービス等の量的確保対策と合わせて、医療型児童発達支援センターとしての希望が丘学園（相談部門）を中心に、サービス利用のコーディネートや関係機関の連絡調整のためのシステムを構築。

参考2

医療型障害児施設（旧肢体不自由児施設）における超・準超重症児の入所状況（全国比較）

【全国の入所児に占める超・準超重症児の割合】

区 分	入所児数	うち超・準超重症児	構成比
全国59施設	2,015人	156人 (超重53人、準超103人)	7.7%
超・準超重症児の 受入施設	1,190人		13.1%

【施設別状況】

入所児に占める超・準超重症児の割合	該当施設	重心施設 又は 病院併設	超重症児 入所あり	準超重症児入 所あり	正規医師数	備 考
50%以上	1施設	1施設	1施設	1施設	14人	東京小児療育 病院
50%未満 40%以上	0施設	0施設	0施設	0施設		
40%未満 30%以上	3施設	1施設	2施設	3施設	最大7人 最少1人	
30%未満 20%以上	8施設	7施設	5施設	8施設	最大7人 最少1人	
20%未満 10%以上	8施設	6施設	7施設	7施設	最大7人 最少2人	
10%未満	15施設	7施設	5施設	14施設	最大9人 最少1人	
計	35施設	22施設	20施設	33施設		
入所なし	24施設	19施設			最大19人 最少3人	希望が丘学園 含む

- ・全国59の肢体不自由児施設（H22.3.1調査当時の施設区分）のうち、6割にあたる35施設において、超・準超重症心身障がい児の入所実績がある。
- ・各施設の比較について、超・準超重症児の入所割合の多寡と、重症心身障害児施設や他の病院機能の併設の有無、医師数との間に特段の傾向は見られない。
- ・また、表中では省略しているが、各施設所在県の人口10万人あたり重症心身障害児施設定員数との間にも特段の関係は見られない（重症心身障害児施設の定員数が少ない地域の肢体不自由児施設では重症児の受入数が多い、又は、重症心身障害児施設定員数が多い地域の肢体不自由児施設では重症児の受入数が少ないといった傾向は見いだせない）

出典：平成22年度全国肢体不自由児施設運営協議会実態調査

資料2 短期入所サービスの確保対策等について

前回会議（H24. 1. 24）を踏まえた医療型短期入所に関する論点及び対応方針

1 短期入所サービス提供体制の現状について

【前回発言要旨】

- ・短期入所事業所としての指定を受けている医療機関の中には、現実には利用者を受け入れていない事業所が含まれていることに留意が必要。

【圏域別の短期入所事業所の現状及び利用実績】

別添1 重症心身障がい児者の受入れが可能な短期入所事業所数

別添2 重症心身障がい児者の平成23年度短期入所利用実績

※平成24年5月7日岐阜県地域医療対策協議会資料より抜粋

2 短期入所サービス実施機関のネットワーク化と利用者への情報提供について

【前回発言要旨】

- ・在宅で生活中の医療的ケアの必要度が高い超重症心身障がい児者・準超重症心身障がい児者の方は、人数が限定されている。
- ・これらの方々の医療的ケアの必要度に応じて短期入所サービスの利用先を調整できるシステムが必要である。

【対応方針】

別添3 重症心身障がい児者等短期入所受入れネットワーク事業（検討案）

3 その他短期入所サービス等の確保対策について

【前回発言要旨】

- ・有床診療所等、身近な医療機関との連携強化が必要。
- ・法人格を有しない診療所でも障害福祉サービスの事業所としての指定を受けることが可能といった情報提供が必要。
- ・医療機関ではない福祉型の事業所においても、看護体制を整えば、より障がいの重い方を受け入れていくことが可能。
- ・医療機関や福祉施設まで出向いて短期入所サービスを利用するよりも、訪問看護など自宅でサービスを受けるほうが、保護者・介護者にとっての移動の負担が軽減される。在宅におけるレスパイトの方法についてもあわせて検討することが不可欠。

【平成24年度の取組の進め方】

別添4 重症心身障がい児者等の短期入所等の拡大に向けた取組について（H24. 3. 23 障第1070号）

重症心身障がい児者の受入れが可能な短期入所事業所数

- 短期入所の指定を受けている事業所数78のうち、重症心身障がい児者の受入れを可能としているのは41事業所である。
- このうち、濃厚な医療的ケアが必要な超重症児者・準超重症児者の受入れに対応できるのは、医療機関10、福祉施設15の計25事業所である。

<H24.4 事業所に対する県障害福祉課調査>

		岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	合計
医療機関	受入可能な事業所数	4	1	3	1	1	10
	超重症児者対応可	3	1	2	1	1	8
	準超重症児者まで	1	0	1	0	0	2
	上記以外	0	0	0	0	0	0
福祉施設	受入可能な事業所数	8	8	8	5	2	31
	超重症児者対応可	0	1	1	0	1	3
	準超重症児者まで	3	3	4	1	1	12
	上記以外	5	4	3	4	0	16
合計	受入可能な事業所数	12	9	11	6	3	41
	超重症児者対応可	3	2	3	1	2	11
	準超重症児者まで	4	3	5	1	1	14
	上記以外	5	4	3	4	0	16

重症心身障がい児者の平成23年度短期入所利用実績

- 平成23年度の重症心身障がい児者の短期入所は、446人が36事業所において延べ2,727回利用しており、1人あたり年間6.1回の利用となっている。
- 岐阜圏域は、医療機関であり福祉施設でもある、国立病院機構長良医療センターと県立希望が丘学園が存在し、他圏域からの利用もあるため、利用回数が突出している。

<H24.4 事業所に対する県障害福祉課調査>

		岐阜	西濃	中濃	東濃	飛騨	合計
実利用人数(人)		282	19	73	66	6	446
医療機関	事業所数(か所)	3	0	3	1	0	7
	利用回数(回)	770	0	56	7	0	833
福祉施設	事業所数(か所)	8	7	8	4	2	29
	利用回数(回)	626	255	837	151	25	1,894
合計	事業所数(か所)	11	7	11	5	2	36
	利用回数(回)	1,396	255	893	158	25	2,727

※利用回数は、日数にかかわらず一連の利用を1回と数えて集計(日帰りでも1泊2日でもそれぞれ1回とカウント)。

重症心身障がい児者等短期入所受入れネットワーク事業（検討案）

- | |
|-----------------|
| 1 事業の概要 |
| 2 システムの流れ |
| 3 掲載情報の考え方 |
| (1) 基本情報提供のイメージ |
| (2) 空床情報提供のイメージ |
| (3) 要調整事項 |
| 4 今後のスケジュール |

1 事業の概要

(1) 概要

- ・医療的ケアの必要な重症心身障がい児者の短期入所の利用促進、及び県内指定事業者が開設する短期入所用病床の効果的活用を図るため、県において利用手続や条件（基本情報）、予約状況（空床情報）に関する情報を集約し、利用者に一括して提供する。
- ・情報提供の手法は、県（県立希望が丘学園）ホームページへの掲載を基本とする。同時に、希望が丘学園に短期入所サービス利用に関する相談窓口を開設し、利用手続の説明、利用先の選択に関する相談、インターネット環境の無い利用者からの問い合わせに対応する。

(2) 位置づけ

- ・障害者自立支援法第42条に基づく「指定事業者と公的機関との緊密な連携」、「障害の特性に応じて効果的にサービスを行う」ための事業として実施する。

(3) 利用対象者

- ・医療的ケアの必要な重症心身障がい児者（知的障害を伴わない重度の肢体不自由児者、難病患者を含む）

(4) ネットワーク構成機関

- ・医療的ケアの必要な重症心身障がい児者の受入れが可能な指定短期入所事業所。
※全ての指定短期入所事業所を対象に、受入の可否、情報提供への協力に関する意向及び掲載情報の具体化と合わせ、文書により確認する。
- ・基本情報及び空床情報の提供についての利用を承諾しない指定短期入所事業所についても、県においてホームページ上に事業者名を掲載する。

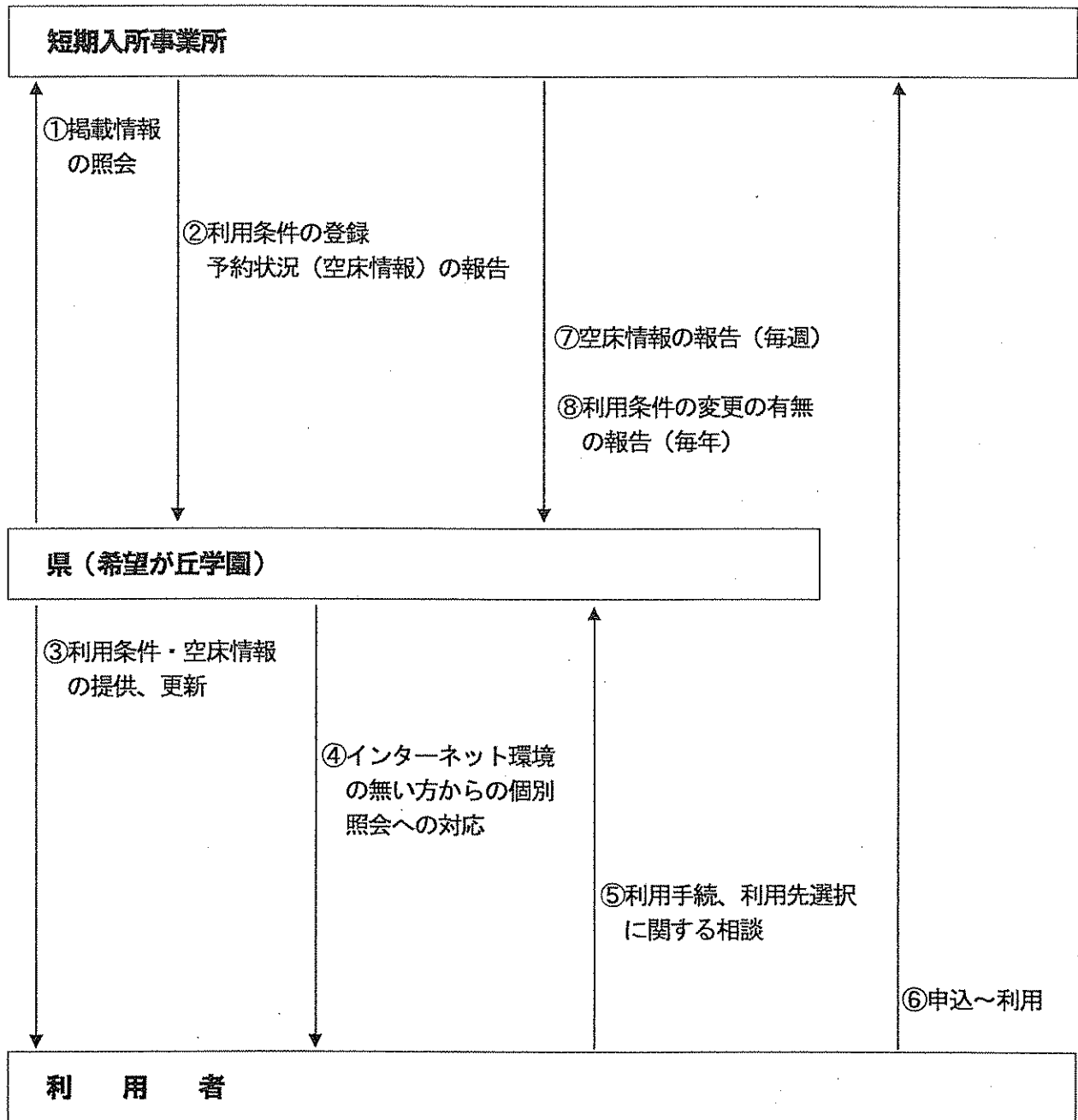
(5) その他

- ・重症心身障がい児者全体を対象とした情報提供システムを先行的に整備しつつ、これを基盤として、以下の取組を並行して進める。
 - ①医療型短期入所実施機関の拡大に向けた働きかけ、福祉型施設における医療的ケアの提供体制の確保（介護職員による医療的ケアの体制確保）
 - ②事前登録した超重症児者の短期入所の相談・受入先調整システムの検討

2 システムの流れ（現時点のイメージ）

<概要>

- ・短期入所の利用は、あくまでも利用者と各施設の契約に基づくものであるため、県（希望が丘学園）においては、情報提供と相談対応を主たる役割とする（原則として、利用者に対する個別の斡旋や、各事業所に対する受け入れの割り振りを行わない）。
- ・短期入所事業所は、県からの依頼に応じて、利用条件や手続に関する情報を登録するとともに、今後3か月間の予約状況（空床情報）を県へ報告する。
- ・利用者は、県ホームページから情報を選択のうえ（又は希望が丘学園相談窓口にご相談し）、利用者から直接短期入所事業所へ申し込みを行う。



3 掲載情報の考え方

(1) 基本情報提供のイメージ 注：仮の情報であり、特定の事例に基づくものではない

- ・サービス利用時に提示する「重要事項説明書」において一般的に掲載される情報を中心に、各施設共通のフォーマットで利用者に提供する。
- ・施設ごとの利用申込用の書式（ワード又は PDF）、重要事項説明書（PDF）についても一括ダウンロードできるようデータを掲載する。

重症心身障がい児者等の受入れが可能な指定短期入所事業所（平成24年〇月〇日時点）

市町村名	圏域名	事業所名	所在地	電話番号	FAX番号	基本情報
岐阜市	岐阜圏域	〇〇病院	岐阜市×× ××番地	058-000-0000	058-000-0000	基本情報（個票）へのリンク

基本情報（個票）

掲載情報の時点	平成24年〇月〇日時点	
事業所名	〇〇病院	
手続関係情報	所在地	×××市×××× 〇〇番地
	電話番号（申込用）	×××-××××-××××
	FAX番号（申込用）	×××-××××-××××
	Eメールアドレス	メールでのご質問には対応していません
	受付窓口開設時間	平日の8：30～16：30
	利用申込受付	1ヶ月前の1日から短期入所の予約受付を開始（1日が日曜・祝日の場合は次の平日に受付開始）。原則2週間前までに予約
利用定員	申込時の空床数	
利用条件	年齢	1歳以上
	障がいの程度	身体障害者手帳1級～2級で自力移動困難な方
	医療的ケアの範囲	胃ろう造成・気管切開後の1か月未満の方は利用をお断りしています 呼吸器障害・てんかん等で常時観察を要する方はご利用できない場合があります
	事前診察・登録等	ご利用の申し込みとは別に、事前登録をお願いします。ご利用日当日に、当院での診察を受けていただきます（医療保険対応）。
	その他	ご家庭でのタイムスケジュールや特別なご要望には応じられない場合があります。
利用時間等	営業日	年中無休
	サービス提供時間	24時間
	入退所時間	午前9時～10時の間

サービス内容	設備（病室の形態、利用可能な設備）	病室（4床室まで利用可能）、浴室、デイルーム
	日中活動	有り（ご希望により、入所者のレクリエーション活動と一緒に参加いただきます）
	食事	有り
	入浴	有り
	送迎	無し
	その他	ご家族の希望に応じ、在宅でのリハビリや医療的ケアに関する相談、健康相談に対応します。
利用者負担	実費負担	食費（おやつ代含む） レクリエーション材料費（参加した場合）
	本人持参	おむつ 医療機器、衛生材料
緊急時の医療対応		容体が急変した場合その他必要な場合には当院での外来対応か、主治医のいる病院での対応を保護者の方へに選択いただきます
ダウンロード	手続書類	
	重要事項説明書	
現在の予約状況		空床情報へのリンク

（2）空床情報提供のイメージ

○・・・事前予約可能です

△・・・年齢・性別によりご利用いただけない場合があります

※多床室で短期入所を実施しており、一部に既に予約が入っている場合等

×・・・ご利用いただけません。

－・・・予約を受け付けておりません。又は情報が入力されていません。

施設名	〇〇病院
所在地	×××市×××× 〇〇番地
申込窓口電話番号	×××-××××-××××
受付時間	8：30～16：30
利用申込受付	1ヶ月前の1日から短期入所の予約受付を開始（1日が日曜・祝日の場合は次の平日に受付開始）。 原則2週間前までに予約
詳細	事業所別情報へのリンク

平成 24 年 6 月 1 日時点の予約状況

2012年6月						
月	火	水	木	金	土	日
				1日 日中のみ (○)	2日 日中のみ (×)	3日 日中のみ (×)
				終日 (×)	終日 (×)	終日 (×)

4日 日中のみ (○) 終日 (×)	5日 日中のみ (○) 終日 (○)	6日 日中のみ (○) 終日 (○)	7日 日中のみ (○) 終日 (△)	8日 日中のみ (×) 終日 (×)	9日 日中のみ (×) 終日 (×)	10日 日中のみ (×) 終日 (×)
11日 日中のみ (○) 終日 (○)	12日 日中のみ (○) 終日 (△)	13日 日中のみ (○) 終日 (△)	14日 日中のみ (○) 終日 (△)	15日 日中のみ (×) 終日 (×)	16日 日中のみ (○) 終日 (△)	17日 日中のみ (×) 終日 (×)
18日 日中のみ (○) 終日 (○)	19日 日中のみ (○) 終日 (○)	20日 日中のみ (○) 終日 (○)	21日 日中のみ (○) 終日 (△)	22日 日中のみ (-) 終日 (-)	23日 日中のみ (-) 終日 (-)	24日 日中のみ (-) 終日 (-)
25日 日中のみ (-) 終日 (-)	26日 日中のみ (-) 終日 (-)	27日 日中のみ (-) 終日 (-)	28日 日中のみ (-) 終日 (-)	29日 日中のみ (-) 終日 (-)	30日 日中のみ (-) 終日 (-)	

(3) 要調整事項

①情報更新の頻度

- ・案：利用者の利便性と提供側の事務的負担を考量し、1週間（例えば、毎週金曜日16時までの状況を月曜日朝までに県へ報告する）を単位とする

※リアルタイム更新の場合、システム開発が必要

※超重症児者への対応は、受入側にとって負担が大きく、かつ、利用者の状態像ごとの対応が必要であり、直前の申し込みでは対応が困難なケースが多いことについて、ホームページ上で同時に啓発する。

②空床情報提供の範囲（何月先まで情報を集約するか）

- ・案：3か月（当月及び翌々月まで）

4 今後のスケジュール

5月22日

- ・重症心身障がい児者支援連携会議（事業の進め方に関する協議）

5月中

- ・希望が丘学園及び長良医療センターを中心とした、主な指定短期入所事業所との調整（掲載項目、運営手順の確認）

6月

- ・利用者との意見交換（掲載項目、ホームページデザイン等の確認）
- ・ホームページデザイン確定
- ・実施要綱の策定

7月

- ・指定短期入所事業所への文書照会（意向確認、掲載情報収集）

8月

- ・掲載情報のデータ入力
- ・アドレス外部未公表状態での実施機関による掲載情報のチェック

9月1日

- ・運用開始（24年度下半期分からの予約状況に関する情報提供の開始）

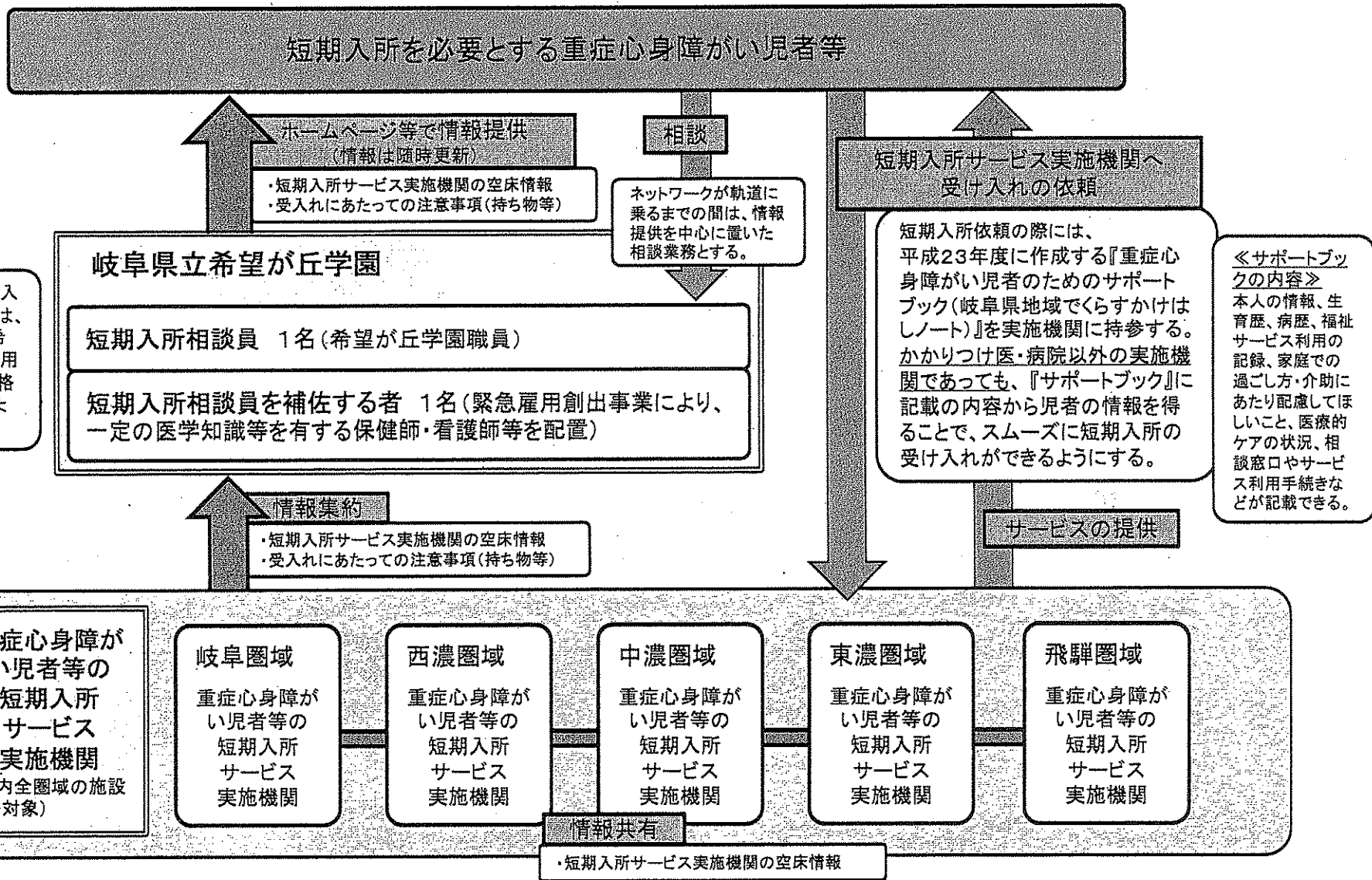
(補足)

- ・各事業所の体制や方針等により、「長期にわたる予約は受け付けていない」、「利用条件等に関する情報は提供するが、空床情報は提供しない」、「情報提供自体に協力しない」というように対応が分かれることが予測されるが、基本情報、空床情報とも、合意を得られた範囲で9月1日に情報提供を開始する。

※現時点で内諾を得ているのは、重症心身障がい児者の受入が可能な41事業所中の8事業所。
(既に、情報提供に協力できない旨を表明している事業所もある。)

- ・そのうえで、圏域や市町村単位の自立支援協議会による地元事業所への働きかけ、掲載情報の内容確認（毎年当初）とあわせた再度の依頼等、継続的にネットワーク事業への協力範囲の拡大を図る。

重症心身障がい児者等短期入所受入れ ネットワーク事業



※短期入所の受入れ調整については、平成27年度新希望が丘学園の供用開始を目途に本格的に実施できるように努める。

障第1070号
平成24年3月23日

指定短期入所事業所管理者
介護老人保健施設施設長
難病医療拠点病院・協力病院長
関係医療法人等理事長
関係社会福祉法人等理事長
関係特定非営利活動法人等代表者
関係営利法人等代表者

様

岐阜県健康福祉部長

重症心身障がい児者等の短期入所等の拡大に向けた取組について（依頼）

平素より、本県の障がい福祉サービスの向上に御尽力いただき、感謝申し上げます。
岐阜県では、できる限り身近な地域でサービスを利用できるよう、短期入所や日中一時支援の場を量的に拡大するため、医療的ケアの必要な重症心身障がい児者等（難病患者を含む）の短期入所、日中一時支援を新たに実施し、又は受入れの増を図る医療機関・福祉施設に対し、医療機器等の購入及び設備改修の経費に対する助成を平成24年度の新規事業として計画しています（4月上旬から補助申請を受け付ける予定です。また、福祉施設の改修等については既存の補助事業（障害者自立支援基盤整備事業等）の対象となる場合があります）。

また、短期入所を必要とする重症心身障がい児者等が短期入所サービス実施機関への申込等をスムーズに行えるよう各実施機関に関する情報を一括して提供するとともに、研修の実施により実施機関における受入れ体制を強化することも併せて計画しています（研修については、来年度、研修参加の案内をする予定です）。

ついては、貴機関及び貴施設において、この補助事業の活用について御検討いただくとともに、重症心身障がい児者等の短期入所等の受入れの拡大に向けて御検討及び御協力をいただきますようお願いいたします。

《参考1》

○指定障害福祉サービス（短期入所）事業者となるためには、厚生労働省令で定める一定の要件を満たしたうえで、都道府県知事の指定を受けることが必要です。

【事前相談及び申請受付所管課】

岐阜県健康福祉部障害福祉課 自立支援担当 TEL：058-272-8302

『指定障害福祉サービス事業等の申請手続き等について』

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kenko-fukushi/fukushi/shogai/sienhou/yousiki/>

《参考2》

○短期入所サービスの整備促進について

厚生労働省主催、平成24年2月20日開催『障害保健福祉関係主管課長会議』資料 (http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/kaigi_shiryou/)より抜粋

11 障害福祉サービス事業所等の整備及び適切な運営等について

(1) 短期入所サービスの整備促進

① 医療機関で行う短期入所サービスの整備促進

いわゆる医行為を必要とする重度の障害者が地域で安心して暮らしていく上で、介護者が病気等になった時や一時的な休息を取る際に短期入所サービスの充実を図っていくことは極めて重要である。

このため、障害福祉関係施設だけではなく、医療機関においてもいわゆる「医療型ショートステイ」として短期入所サービスの実施を可能としているところであるが、平成23年10月1日現在、4,239か所の指定短期入所事業所のうち、医療機関における指定短期入所事業所数は276か所と少ない状況である。

このような状況を受け、地方分権一括法の施行に伴う障害者自立支援法施行規則の改正において、平成24年4月から法人格を有さない医療機関についても、短期入所の指定を受けることができることとしたところであり、また、平成24年度報酬改定においても、医療型ショートステイに関して、超重症心身障害児・者等の重度者を受け入れた場合の加算を創設する等の改定を行うこととしているところである。

各都道府県におかれては、地域におけるニーズを適切に把握し、そのニーズを踏まえ、いわゆる医行為の必要な障害者の方々に対して適切な支援が行われるよう、医療機関の協力を得ながら、必要な短期入所サービスの整備に努められたい。

《参考3》

○岐阜県重症心身障がい児者等短期入所基盤整備事業費補助金交付要綱

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kenko-fukushi/fukushi/shogai/sesaku/jushin.html>

《参考4》

○岐阜県「地域でくらすかけはしノート」について

短期入所利用時や災害時に本人の支援に役立つ情報（生育歴、服薬や介護の状況等）を集約したものです。

在宅の重症心身障がい児者の方に順次お配りしていますので、円滑なサービスの利用に御活用ください。＜リーフレット参照＞

担当所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課 地域生活支援担当		
担当者	加藤	担当	上野
電話番号	058-272-1111 内 2618		
FAX	058-278-2643		

短期入所サービスの拡大について

できるだけ身近な地域でサービスを利用できるよう、短期入所や日中一時支援の場の量的な拡大を図る。また、短期入所を必要とする重症心身障がい児者等が短期入所サービス実施機関への申込等をスムーズに行えるよう各実施機関のネットワーク化を図るとともに、研修の実施により実施機関における受入れ体制も強化する。

背景

<障害者自立支援法・児童福祉法の改正>

・平成24年4月1日から、障害者及び障害児の地域生活を支援するため、相談支援の充実、障害児支援の強化等を実施する。

【平成24年度

障害福祉サービス等報酬改定】

(短期入所関連部分のみ抜粋)

- 単独型事業所の評価の充実
- 医療型短期入所の評価の充実
- 空床確保・緊急時の受入れの評価
- 医療型短期入所における夜間のみのニーズへの対応

【見直し後の報酬単価は別紙1のとおり】

平成24年度新規事業

【重症心身障がい児者等短期入所基盤整備事業費補助金】<<25,000千円>>別紙3のとおり
医療的ケアの必要な重症心身障がい児者等の短期入所、日中一時支援を新たに実施し、又は受入れの増を図る医療機関・福祉施設に対し、医療機器等の購入及び設備改修の経費に対し助成

【重症心身障がい児者等短期入所受入れネットワーク事業費】<<3,675千円>>

重症心身障がい児者等の短期入所サービス実施機関のネットワーク化を図るとともに、各実施機関の空床情報の一括提供や相談を実施

【重症心身障がい児者等支援従事者研修事業費】<<2,000千円>>

重症心身障がい児者等を受け入れている医療機関や福祉施設で支援業務に携わる職員等を対象に、医療的ケアの基本的知識の習得等の研修を実施

【重度訪問介護従事者養成・たん吸引等研修事業費】<<4,144千円>>

常時介護を要する在宅の重症心身障がい児者等に対し、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成

障害福祉サービス(短期入所)事業者の指定を受けるには

指定障害福祉サービス(短期入所)事業者となるためには、厚生労働省令で定める一定の要件を満たしたうえで、都道府県知事の指定を受けることが必要です。

<省令で定める基準> ⇒ 概要は別紙2のとおり

・障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省令第171号)

【事前相談及び申請受付所管課】

岐阜県健康福祉部障害福祉課 自立支援担当 TEL:058-272-8302

申請手続き等について <http://www.pref.gifu.lg.jp/kenko-fukushi/fukushi/shogai/sienhou/yousiki>

【平成24年度障害福祉サービス等報酬改定】

(短期入所関連部分のみ抜粋)

《一単位の単価は10円》

1 短期入所サービス費(1日につき)

イ 福祉型短期入所サービス費

(1) 福祉型短期入所サービス費(I)

- (一) 区分6 882単位
- (二) 区分5 750単位
- (三) 区分4 619単位
- (四) 区分3 557単位
- (五) 区分1及び区分2 486単位

(2) 福祉型短期入所サービス費(II)

- (一) 区分6 576単位
- (二) 区分5 504単位
- (三) 区分4 304単位
- (四) 区分3 229単位
- (五) 区分1及び区分2 164単位

(3) 福祉型短期入所サービス費(III)

- (一) 区分3 750単位
- (二) 区分2 588単位
- (三) 区分1 486単位

(4) 福祉型短期入所サービス費(IV)

- (一) 区分3 504単位
- (二) 区分2 266単位
- (三) 区分1 164単位

ロ 医療型短期入所サービス費

- (1) 医療型短期入所サービス費(I) 2,579単位
- (2) 医療型短期入所サービス費(II) 2,380単位
- (3) 医療型短期入所サービス費(III) 1,388単位

ハ 医療型特定短期入所サービス費

- (1) 医療型特定短期入所サービス費(I) 2,460単位
- (2) 医療型特定短期入所サービス費(II) 2,251単位
- (3) 医療型特定短期入所サービス費(III) 1,289単位
- (4) 医療型特定短期入所サービス費(IV) 1,719単位 <新設>
- (5) 医療型特定短期入所サービス費(V) 1,587単位 <新設>
- (6) 医療型特定短期入所サービス費(VI) 925単位 <新設>

ニ 基準該当短期入所サービス費

- (1) 基準該当短期入所サービス費(I) 750単位
- (2) 基準該当短期入所サービス費(II) 229単位

2 短期利用加算 30単位/日(利用開始から30日以内)

3 重度障害者支援加算 50単位/日

4 単独型加算 320単位/日

5 医療連携体制加算

- イ 医療連携体制加算(I) 500単位/日
- ロ 医療連携体制加算(II) 250単位/日

6 栄養士配置加算

- イ 栄養士配置加算(I) 22単位/日
- ロ 栄養士配置加算(II) 12単位/日

7 利用者負担上限額管理加算 150単位/日

8 食事提供体制加算 68単位/日

<新設>

- 特別重度支援加算(I) 388単位/日
- 特別重度支援加算(II) 120単位/日

○緊急短期入所体制確保加算 40単位/日

○緊急短期入所受入加算

- [福祉型短期入所サービスの場合] 60単位/日
- [医療型短期入所サービスの場合] 90単位/日

○送迎加算 186単位/回

短期入所の報酬区分について

報酬の区分		対象者	サービス提供時間	実施主体	平成24年度からの変更点
イ 福祉型短期入所サービス費	(I)	障害者	1日	(法人であること)	
	(II)	障害者	夜間のみ(注1)	(法人であること)	
	(III)	障害児	1日	(法人であること)	
	(IV)	障害児	夜間のみ(注1)	(法人であること)	
ロ 医療型短期入所サービス費(注2)	(I)	重症心身障害児・者等	1日	病院(看護体制7:1等の要件あり)	
	(II)	重症心身障害児・者等	1日	病院、有床診療所、老健施設	
	(III)	遷延性意識障害者等	1日	病院、有床診療所、老健施設	
ハ 医療型特定短期入所サービス費(注2)	(I)	重症心身障害児・者等	日中のみ	病院(看護体制7:1等の要件あり)	
	(II)	重症心身障害児・者等	日中のみ	病院、有床診療所、無床診療所、老健施設	無床診療所を対象に追加
	(III)	遷延性意識障害者等	日中のみ	病院、有床診療所、無床診療所、老健施設	無床診療所を対象に追加
	(IV)	重症心身障害児・者等	夜間のみ(注1)	病院(看護体制7:1等の要件あり)	新設
	(V)	重症心身障害児・者等	夜間のみ(注1)	病院、有床診療所、老健施設	新設
	(VI)	遷延性意識障害者等	夜間のみ(注1)	病院、有床診療所、老健施設	新設

注1 利用者が日中活動サービスを利用した日に短期入所を行う場合(日中活動サービスの報酬と併せて算定可能)

注2 医療型については、24年度から法人格がない病院、診療所も事業者指定の対象となる(障害者自立支援法施行規則の改正)。

障害者自立支援法に基づく短期入所の指定基準について

短期入所サービスの概要

居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせて行われる、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援

《対象》

- ①障害程度区分が区分1以上である障害者
- ②障害児の障害の程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障害児

人員・設備基準の概要

事業所の形態	空床利用型事業所	併設事業所	単独型事業所	
			指定生活介護事業所等	指定生活介護事業所等以外
概要	利用者に利用されていない、指定障害者支援施設、児童福祉施設その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる入所施設(以下「指定障害者支援施設等」)の全部又は一部の居室において、指定短期入所の事業を行う事業所。	指定障害者支援施設等に併設され、指定短期入所の事業を行う事業所として当該指定障害者支援施設等と一体的に運営を行う事業所。	指定障害者支援施設等以外の施設であって、利用者に利用されていない入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設の居室において、指定短期入所の事業を行う事業所。	
人員基準	従業者	当該施設の入所者数及び併設事業所の利用者数の合計数を当該施設の入所者数とみなした場合に、当該施設として必要とされる数以上	①指定生活介護等のサービス提供時間帯 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上 ②それ以外の時間帯 当該日の利用者の数が6名以下の場合においては1以上の生活支援員又はこれに準ずる従業者、7名以上の場合においては1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	②と同じ
	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの(管理業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)		
設備基準	居室	指定障害者支援施設等又は併設事業所の居室であって、その全部又は一部が入所者に利用されていない居室を用いること	<ul style="list-style-type: none"> ・1の居室の定員:4人以下 ・地階に設けてはならないこと ・利用者1人当たりの床面積:収納設備等を除き8平方メートル以上 ・寝台又はこれに代わる設備を備えること ・プザー又はこれに代わる設備を設けること 	
	設備	指定障害者支援施設等として必要とされる設備を有することで足りる。	併設事業所及び、併設される指定障害者支援施設等(以下「併設本体施設」)の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の入所者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備(居室を除く。)を指定短期入所事業の用に供することができる。	<ul style="list-style-type: none"> 《食堂》 ・食事の提供に支障がない広さを有すること ・必要な備品を備えること 《浴室》 ・利用者の特性に応じたものであること 《洗面所、便所》 ・居室のある階ごとに設けること ・利用者の特性に応じたものであること

重症心身障がい児者等短期入所基盤整備事業

医療的ケアの必要な重症心身障がい児者等へのレスパイトケアサービスを拡充するため、短期入所、日中一時支援(預かり)を新たに実施し、又は受入れの増を図る施設・医療機関に対し、人工呼吸器・介護ベッドその他の医療機器等の購入及び設備改修の経費を助成

【事業の目的】

できるだけ身近な地域でサービスを利用できるように、短期入所や日中一時支援の場を量的に拡大

【補助事業のスキーム】

《補助対象経費》

医療的ケアの必要な重症心身障がい児者等を対象に、指定短期入所事業所又は日中一時支援事業を実施する機関が、短期入所又は日中一時支援事業の定員を拡大し、又は新たに当該事業を実施するために必要な施設整備又は設備整備及び備品購入に要する経費

《補助率》

県 1/2、事業所負担 1/2

《補助上限額》

5,000千円/施設

《事業実施期間》

平成24～25年度の2カ年

<課題と対応>

- ・重症心身障がい児者等が在宅生活を続けていく上で、本人及びその家族への支援について、医療的ケアの必要な児者に係る短期入所サービス及び日中一時支援を行う事業所が不足。
- ・短期入所のニーズは高いものの、短期入所の報酬単価(額)が低いため、人員の確保(看護師)、設備の拡充が困難。運営収入が十分に見込めない中で、施設の改修や設備の整備等イニシャルコスト分を助成することで福祉施設・医療機関を支援。

<補助の要件>

- ・平成24年度に立ち上げる『重症心身障がい児者等短期入所受入れネットワーク』に参加すること。

【想定される事業内容】

- 『医療機関』・・・医療的ケアを行うための改修、増築、備品(医療機器)購入
- 『福祉施設』・・・主に備品(医療機器)購入

《想定箇所数》

平成24年度 5箇所、平成25年度 10箇所

《想定される事業費》

<改修・増築>

入浴設備(エレベーターバス)設置工事、男女別の利用にするための改修工事、床・壁に衝撃吸収素材を附設・設置工事、短期入所等の受入れのための部屋等の増築工事

<備品>

吸引器(大型・ポータブル)、吸入器、パルスオキシメーター、介護用ベッド

障がい児・者のための看護セミナー

～ 障がい児・者看護に携わる看護職員による講演会等を通じて、障がい児・者看護の「やりがいと魅力」「現況」を知り、「将来」の看護を考えます。ぜひ、ご参加ください。

講演会

演題「重症心身障がい児・者の看護」

講師 独立行政法人 国立病院機構 長良医療センター 副看護部長 小沢 律恵

シンポジウム

テーマ「医療施設における障がい児の現状と課題」

座長 岐阜県健康福祉部医療整備課看護企画監 岡田昌子

シナジスト 独立行政法人国立病院機構 長良医療センター 看護師長 川村陽子

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター 小児専門看護師 若山志ほみ

岐阜県立希望が丘学園 小児専門看護師養成課程在籍 遠渡絹代

実習(体験)相談会

障がい児・者の看護実習(体験)や就業を希望される方や興味がある方の相談会を実施します。お気軽にご相談ください。

日時 5月19日(土) 14:00～16:00

参加無料

会場 岐阜県総合医療センター 情報交流棟3階 講堂
(岐阜市野一色4-6-1)

※駐車場の数に限りがありますので、公共交通機関利用にご協力ください。
最寄バス停「岐阜県総合医療センター下車」または「岐阜県総合医療センター口下車、徒歩5分」

申込み 所定の申込み方法にて、岐阜県健康福祉部医療整備課まで

主催 岐阜県

「障がい児・者のための看護セミナー」アンケート結果

参加者数：174名 アンケート回収数：146（回収率84%）

- (性別) ①男性:11人 ②女性:128人 ③無記入:7人
(年齢) ①10代:0人 ②20代:40人 ③30代:25人 ④40代:52人 ⑤50代:27人
⑥60代:2人 ⑦70代以上:0人
(所属) ①病院:45人 ②診療所:3人 ③福祉施設:20人 ④特別支援学校:14人
⑤看護学校:11人 ⑥学生:32人
⑦その他:21人(訪問看護ステーション6人、保育園1人等)
(職業) ①看護師:79人 ②准看護師:2人 ③看護学生:31人 ④看護補助者:0人 ⑤看護教員:13人
⑥その他:21人(養護教諭4人、福祉職4人、理学療法士2人、生活支援員2人、MSW1人等)
(障がい児・者の看護や支援等に従事した年数)
①なし:74人 ②3年未満:17人 ③3年以上5年未満:15人 ④5年以上:17人

1. このセミナーに参加した動機について(複数回答可)

- ①関心があった:72人 ②仕事に役立つと思った:57人 ③職場、学校等の勧め:53人
④その他:1人 ⑤無記入:2人

2. 講演「重症心身障がい児・者の看護」の内容について

- ①よく理解できた:63人 ②まあまあ理解できた:76人
③あまり理解できない:5人 ④理解できない:0人 ⑤無記入:2人

3. シンポジウム「医療施設における障がい児の現状と課題」の内容について

- ①よく理解できた:57人 ②まあまあ理解できた:76人
③あまり理解できない:6人 ④理解できない:0人 ⑤無記入:7人

4. このセミナーは、障がい児・者看護の「やりがいと魅力」を感じる内容でしたか。

- ①感じた:64人 ②まあまあ感じた:66人
③あまり感じない:10人 ④感じない:1人 ⑤無記入:5人
(理由)
・「大変である」「難しい」というイメージが先行している。
・経験がなく実感がわからない。

5. 現在、障がい児・者の看護に就いていない方にお尋ねします。

今後「障がい児・者の看護」の仕事に就いてみたいと感じましたか。

- ①感じた:29人 ②まあまあ感じた:46人
③あまり感じない:21人 ④感じない:5人
(理由)
・知れば知るほど興味本位ではできない難しい分野だと感じた。
・呼吸抑制、てんかん発作、合併症等、急変することもあり、責任が大きいと感じた。
・コミュニケーションの難しさを感じる。

6. 岐阜県が進める障がい児療育拠点の整備について

- ①知っていた:70人 ②知らなかった:75人

7. 「障がい児・者看護」に関心持ち、その看護に従事する人材を確保・育成していくためには、どのような企画（策）が必要だと感じますか。

* 具体的で率直なご意見をお願いします。ご自身の職業、職場等の状況を通じ、人材の確保・育成について必要だと感じていること等もご記入ください。

- ・ 障がいのある方について知らないことが多いので、子どもの頃から障害者の方々の普通の生活、当たり前な姿に触れる機会が必要と思う。
- ・ 小学校等の義務教育で障がい児・者との関わりを増やすことで、地域の生活の中で障がいのある方とともに生活していくというものに変えていけると思う。
- ・ 障がいのある方たちと実際に触れ合う機会があるとよい。
- ・ 現状の課題を知らない人が多いので、何がどのように必要かを周知していくことが必要。
- ・ 学生の頃から障がいのある方についてのシンポジウムやイベントに参加すると理解が深まる。
(知らないことが大きい)

- ・ 実際に在宅で重症心身障がい児・者の方のケアをされている家族の話の聞けると必要な支援や施設などもみえてくると思う。
- ・ 看護職自身も知らないことが多いので、情報提供と学習の場が必要。
- ・ 忙しい仕事の間に受けれる教育プログラムがあれば受けたい。
- ・ 現場での困難ややりがいを直接伝えるような研修、啓発の機会をこまめに持つことが必要。
(県内の各地域で、多職種も含めて行う機会など)
- ・ 看護体験ができる機会を増やす。
- ・ 人材確保のためには、働きやすい環境(じっくりと向き合ってできる)を作り、やりがいを提供することが必要。
- ・ 障がい児・者を対象とした訪問看護師の育成をお願いしたい。
- ・ 現場で実際に障がい児・者の看護をしている方の生の声をあちこちに届ける。援助を行った時の喜びや驚き、気付きなど。(特に経験5年目までの方の声)
- ・ 有資格制度を作り、待遇を良くすることが必要。
- ・ 当看護に従事する方のジレンマや課題の現状調査が必要。人材を確保するためには、今の現場をよくすることが必要である。

H24. 5. 19(土)

岐阜県健康福祉部医療整備課

当事業を2年行うにあたり、1年目を重症心身障害児者の置かれている現状や支援していく上での心構えなどの研修を中心に事業を行い、2年目は実際に支援を行うときに必要な医療的ケアのスキルやリスクなどの知識を学ぶ研修を中心に実施します。

1 事業内容・日程

平成24年度

	日程	地区	場所	内容	講師
第1回	6月30日 (土)	岐阜	岐阜希望が丘 特別支援学校	医療と福祉と教育の連携をクリエイトするために	NPO 法人医療的ケアネット 理事長 杉本健郎氏 (医師)
第2回	7月	飛騨	特別支援学校	「普通に生きる」上映・講演会・情報交換 (医療的ケア、制度など)	生活介護事業所でら一と所長 小林不二也氏
第3回	8月	西濃	特別支援学校	「普通に生きる」上映・講演会・情報交換 (医療的ケア、制度など)	生活介護事業所でら一と所長 小林不二也氏
第4回	9月	東濃	特別支援学校	「普通に生きる」上映・講演会・情報交換 (医療的ケア、制度など)	生活介護事業所でら一と所長 小林不二也氏
第5回	10月	中濃	特別支援学校	「普通に生きる」上映・講演会・情報交換 (医療的ケア、制度など)	生活介護事業所でら一と所長 小林不二也氏
第6回	1月	岐阜	特別支援学校	現状と課題 東海地区の重症心身障害児者の現状と課題 (仮)	名古屋大学大学院医学系研究科 障害児(者)医療学専攻講座 三浦清邦氏 (医師)

平成25年度 (案)

	日程	地区	場所	内容	講師
第1回	6月	岐阜	特別支援学校	「この子らを世の光」現代に生きる現代に生きる糸賀一雄の思想 (仮)	びわこ学園 高谷清氏 (医師)
第2回	7月	飛騨	特別支援学校	当事者の目線 青野浩美 (声楽家) さん講演会・コンサート 情報交換 (医療的ケア、制度など)	青野浩美氏 (声楽家)
第3回	8月	西濃	特別支援学校	安全においしく食べる	朝日大学 玄景華教授
第4回	9月	東濃	特別支援学校	胃ろう・経管栄養と危機対応	木澤記念病院
第5回	10月	中濃	特別支援学校	吸引・呼吸援助と危機対応	長良医療センター
第6回	1月	岐阜	特別支援学校	どの命も等しく尊い・医療的をめぐる現状と基本的視点 (仮)	医療的ケアネット理事長 杉本健郎氏 (医師)

みんなで学び、考えよう

医療と福祉と教育の連携をクリエイトするために

～どうなったんの？医療的ケア「一部法制化」現状と課題～

医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の方々等と家族が地域で安心して暮らすために、関係者が集まり、マンパワーの育成、社会資源の拡充について、学び、考え、連携を深める機会としたいと考えています。皆様、ぜひご参加ください。

日時

6月30日（土）13：00（受付開始）～16：00

講演会

13：30～15：00

講師 NPO法人医療的ケアネット理事長 杉本健郎氏

講師プロフィール すぎもとボーン・クリニック所長
元びわこ学園医療福祉センター統括施設長
日本小児神経学会評議員、理事、社会活動委員会委員長、専門医
日本てんかん学会評議員、専門医

質疑・情報交換

15：15～16：00

参加無料

会場 岐阜希望が丘特別支援学校2階（岐阜市鷺山向井 2563-57 地図裏面にて）
対象 医療的ケアが必要な重症心身障がい児者の支援を行っている、または今後行う予定のある支援機関の看護職員、生活支援員等（本人、保護者）

*当日保育はありませんが、配慮が必要なことがあれば申込書の備考に記入ください。

主催 岐阜県

申し込み 裏面申込書記入の上、FAXにてお申し込みください。

お問い合わせ 社会福祉法人いびき福祉会 第二いびき（綴綴）

TEL 058-229-6464 FAX 058-229-6468

(あて先)
第二いぶき

岐阜県重症心身障がい児者等支援従事者研修「申込書」

申込者の氏名	(フリガナ)	申込者の職種ほか(看護師・支援員・家族など)
申込者連絡先	(住所)〒	
	(TEL)	(FAX)
備考	*勤務先の場合は、下欄のみ記入してください *重症心身障がいのあるご本人が参加される場合や車いす車両の乗り入れなど配慮があれば必要なことを記入ください	

所属事業所(学校ほか)	
(住所)〒	
(TEL)	(FAX)

* FAXのみの受付とします

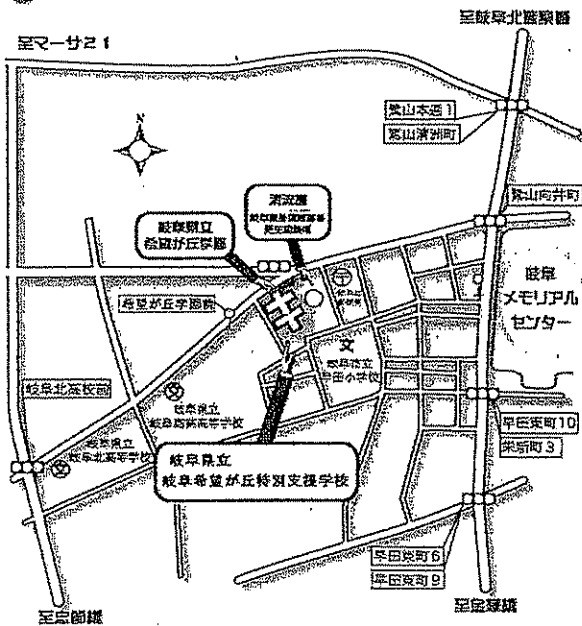
* 申し込み〆切6月22日(金) 定員60名ほどを予定しています



FAX 058-229-6468

アクセス

● 地図



● 交通案内(名鉄新岐阜駅、JR岐阜駅より)

- ◇ バスは、全て岐阜バスです。
- ◇ ダイヤは「岐阜バス」のホームページをご覧ください。
- (1) 忠節長良線「長良医療センター」行(千手堂・県岐阜経由) 【40分毎発車】
『希望が丘学園前』下車 徒歩2分 (JR岐阜駅から学校まで約20分)
- (2) ③三田洞線「三田洞団地」「彦坂真生寺」行(金華橋経由) 【20~30分毎発車】
『(切)池ヶ-正門前』下車 西へ徒歩10分 (JR岐阜駅から学校まで約25分)
- (3) ⑥加納南線「南柿ヶ瀬」行(金華橋経由) 【20~30分毎発車】
『早田本郷』下車 北へ徒歩10分 (JR岐阜駅から学校まで約25分)
- (4) 黒野線「本巣山口」「御堂野」「忠節橋経由大学病院」「伊自良長滝」「西秋沢」
『宝珠ハイツ』『プラザ掛洞』行
- ①長良線「忠節さぎ山まわり岐阜駅」行【両線で10分毎発車】
『岐阜北高前』下車 東へ徒歩15分 (JR岐阜駅から学校まで約35分)

<運賃> 大人(中学生以上)200円 こども100円